

家庭用点火器具(ライター)の廃棄について

平成22年11月15日

埼玉県・埼玉県清掃行政研究協議会

消費生活用製品安全法施行令の改正により、家庭用点火器具（ライター）について、子どもが簡単に使えない機能（チャイルドレジスタンス機能）を施したものの以外販売できなくなります。ライターは年間6億個が流通しており、今回の改正により従前の製品が多く廃棄されることが想定されます。

廃棄の対象は主に製造・販売業者のもので産業廃棄物ですが、不法にごみ収集所に出されることも予想されます。平成23年度のごみカレンダーなどの作成に当たって、ライターの適正な廃棄方法を周知するとともに収集や処理の現場での事故防止に努めてください。

根拠 消費生活用製品安全法の特別特定製品に追加
施行 平成23年9月27日
指定 家庭用点火器具（燃料の容器を構造上一体のもので有するものであつて、当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたものに限る。）

工場又は事業場に対する指導の手法と内容(例)

- 1 手法 広報、ちらし、ごみカレンダーのほか立入検査や収集業者を通じて周知
- 2 対象 ライターの製造・販売所(工場、たばこ店、スーパーマーケット、ホームセンターなど)
- 3 内容 ガスが残存する場合は、製造所等へ返品すること
ガスが残存しないものは、産業廃棄物として処理すること

各家庭に対する分別指導の手法と内容(例)

- 1 手法 広報、ごみカレンダーなどによる分別の啓発
- 2 内容 ガスが残存するライターを可燃ごみや粗大ごみに混ぜないこと
残存するガスは、別紙(パンフレット)のとおり、火の気がなく、風通しがよい、屋外で行うこと

ライターは正しく捨てましょう！



不要なライターは**ガス抜き**してから捨てましょう！

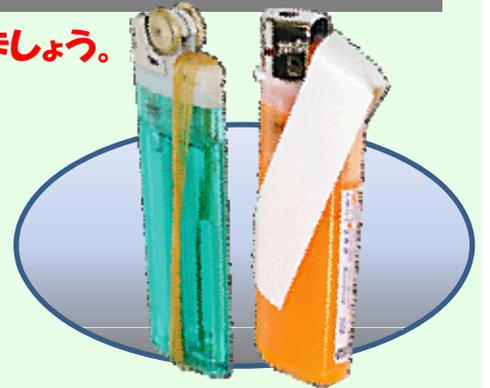
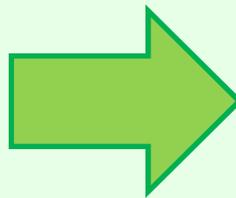
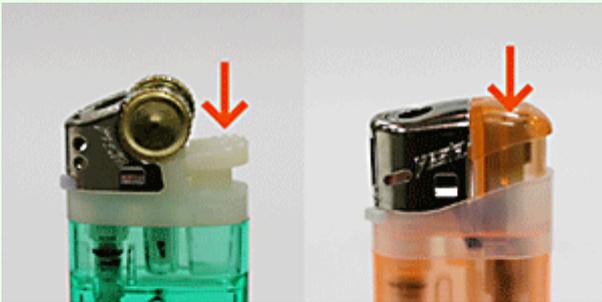
★ 日本国内では年間約6億個のライターが流通しており、そのほとんどがプラスチック製の**使い捨てライター**です。

★ **自治体のルールに従って**正しく廃棄しましょう。



ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



- ① 周囲に**火の気のない**ことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤ この状態のまま付近に**火の気のない、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：社団法人日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>)

本リーフレットの問い合わせ先

消費者庁 消費者安全課

電話番号 03-3507-9201

経済産業省 製造産業局日用品室

電話番号 03-3501-1705

商務流通グループ製品安全課

電話番号 03-3501-4707

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話番号 03-5501-3154

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の**大人の注意**が欠かせません!!



子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。
【出典】平成20年国内需要動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会HPをご覧ください。
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



子どもが簡単に使えないライターが販売されています

子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないと販売できない規制が導入されます。

幼児対策を施したライターは、規制導入に先行して販売されますので、ご購入が可能です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検索